

伺	下記の申請者に減免してよろしいか。	教育長	課長	館長	係長	主査	係

様式第1号（第6条関係）

御船町恐竜博物館観覧料減免申請書		年	月	日
御船町教育委員会 様				
住 所 (機関団体名)				
申請者				
氏 名 (※) (代表者名)				
(※) 自署しない場合は、記名押印してください。				
次のとおり観覧料の減免を申請します。				
1 入館日時	年 月 日	午前 午後	時 分	
2 人 員	人員 人	引率者 人	計 人	
3 減免理由 (該当項目を○印で囲む。)	規則第6条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 ()			
備考				
減免理由			減免の額	
第1号 町内の小学校、中学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）が観覧する場合。また児童等の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合			常設展においては条例別表に定める額の全額	
第2号 学校教育法(昭和22年法律第26号)第77条に規定する町内の幼稚園又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する町内の保育所の幼児を引率する職員が保育計画実施のために観覧する場合				
第3号 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する町内の老人福祉施設の収容者及び職員が養護計画実施のために観覧する場合				
第4号 学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒及び引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合				
第5号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設に通所している児童及び引率者が施設行事として観覧する場合				
第6号 国、地方公共団体及び研究、教育機関の職員が調査、研究及び教育のために観覧する場合				
第7号 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳を有する者及びその介護者が観覧する場合				
第8号 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める手帳の交付を受けた者及びその介護者が観覧する場合				
第9号 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が観覧する場合				
第10号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合				
第11号 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合				
第12号 添乗員、バスガイド等が引率として観覧する場合				
第13号 前各号に定めるもののほか、教育委員会が公益上又は教育振興上特に必要と認めた場合			条例別表に定める額のうち、教育委員会が必要と認める額	